

令和 5 年 1 1 月 2 7 日

東京都知事 小池 百合子 様

東京都商工会連合会

会長 山下 真



### 令和 6 年度東京都予算に対する要望

3 年あまりにわたり地域経済と中小・小規模企業の経営に深刻な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症もようやく落ち着きはじめ、ポストコロナの時代を迎え、企業の業績や消費活動もコロナ禍以前の状況に回復しつつある。また、海外からの訪日観光客も徐々に戻りつつある。

しかし、昨年来からの原材料価格や電気料金等は高止まりのまま、継続する円安など、中小・小規模企業を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況が続いている。この間の苦境を乗り越え、新たな時代への対応を進めている中小・小規模企業も多くあるが、人手不足や物価高騰等の影響を受け事業継続を断念する事業者もみられる。

商工会としては、あらたなサービスや新商品の開発、生産性の向上などに取り組む中小・小規模企業に対し、国や東京都の助成制度や融資等各種支援策を周知し活用につなげるなど、きめ細かな支援を推進しているところである。

東京都においては、こうした厳しい状況のなか、日々経営改善に取り組む多摩・島しょ地域の中小・小規模企業を強力に支援するための予算を引き続き十分に確保されるとともに、多摩の魅力を観光やビジネスに結び付け多摩地域の持続的発展を支援されたい。

本会は、東京都、国などの関係機関とこれまで以上に連携して地域経済・社会の発展に貢献していく所存であり、そのためにも地域にとってなくてはならない商工会の切なる要望を是非とも実現していただきたく、27 商工会 2 万 9 千の会員の総意を持って強く願います。

## 一. 持続可能な未来に向けた中小・小規模企業支援

1. 長期化する原油・原材料高騰等により大きく影響を受けた中小・小規模企業への対策の充実と新たな時代に向けた支援の強化について
2. 中小・小規模企業の事業の継続に対する支援の強化について
3. 税制の見直し等に関する国への働きかけについて

## 二. 小規模企業振興

1. 小規模企業への支援の更なる充実について
2. 商工会等を中核に支援力を強化した実効性ある支援体制の強化について
3. 中小・小規模企業の働き方改革の実施に対する支援の強化について

## 三. 観光振興

1. 多摩の観光振興を推進する広域的なネットワークへの支援の強化について
2. 多摩地域への観光客誘致について
3. 多摩地域から羽田空港への鉄道アクセスの強化について
4. 島しょ地域の活性化及び観光産業に対する支援について

## 四. ものづくり振興

1. ものづくり中小・小規模企業への支援の充実について
2. 中小・小規模企業の人材確保支援事業に対する支援の継続について

## 五. 多摩地域要望

1. 横田飛行場の民間利用促進について
2. 多摩地域都市基盤整備等の早期実現について

## 六. 島しょ地域要望

1. 島しょ地域の活性化支援策の強化について
2. 離島航空路線の便数確保及び燃料への補助制度の支援について
3. 小笠原空港の早期開設について

(詳細以下の通り)

## 一. 持続可能な未来に向けた中小・小規模企業支援

### 1. 長期化する原油・原材料高騰等により大きく影響を受けた中小・小規模企業への対策の充実と新たな時代に向けた支援の強化について

#### (1) 長期化する物価高騰等によるコスト増の影響を受ける事業者への支援の強化

昨年より引き続き電気料金をはじめとした燃料価格や原材料価格の高騰、小麦をはじめとした食料品等価格の高騰などにより、多くの中小・小規模企業は多大な影響を受け、厳しい経営状況に直面している。さらに継続する円安により、原材料を海外から調達する企業への影響も長期化している。

また、これらのコストの増加を適正に価格へ転嫁できない企業も多く、利益の減少を強いられている。

東京都は緊急融資や物価高騰対策として助成金などにより、引き続き中小事業者の経営を強力に支援されたい。

また、東京都の推進するHTT(省エネルギー対策等)や脱炭素社会の実現に向けたグリーントランスフォーメーション(GX)に取り組む中小・小規模企業に対し、その取組を促進するため設備導入等への助成金を措置されたい。

#### (2) デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進支援の強化

コロナ禍は、国民の生活スタイルや消費行動に大きな変化をもたらした。この結果、テレワークの導入による新しい働き方の普及拡大、Webを活用したオンラインによる会議や打合せの定着、電子決済やECサイトの拡大など社会のデジタル化が飛躍的に進展したことにより、中小・小規模企業においてもデジタルを活用した経営に対応することが喫緊の課題となっている。

しかし、経営者の高齢化が進み、経営資源が乏しい中小・小規模企業では現場で活用できるまでに時間を要する。特に小規模・零細企業においてはいまだに対応が進んでいないところも多く、今後の事業展開や新たな顧客獲得に取り組めていない状況である。適切な情報提供と専門的なアドバイスがあり、負担の軽減があれば新たなビジネスチャンスを掴むことができる。最新技術の導入やテレワークなどの働き方に対応した制度の導入に対する補助制度を充実するなど、規模に関係なくICTが活用できるように支援を強化されたい。

また、これからの決済手段の中心となるキャッシュレス決済を定着さ

せることが必要であるが、経営状況が回復していない中での費用負担がより推進を妨げることになるため、小規模企業が導入できるよう初期導入費用への助成、手数料の低減や補助、決済後の入金までの時間短縮など体制整備等について支援されたい。

さらに通信インフラが拡充される一方で、セキュリティ技術に長けた人材は供給が追いついていない。人やモノがネットにつながり、それらを中心に社会が回ることから、地域ごとにサイバーセキュリティを担う人材を配置することが望まれる。特に中小企業ではセキュリティ対応が弱いことから中小企業のセキュリティを支援する人材を育成・活用するため商工会に予算措置していただきたい。

### **(3) 中小・小規模企業における深刻な人手不足に対する支援**

都内経済は、徐々にコロナ禍以前の状況に回復しつつあり、海外からのインバウンドも順調に回復している。

一方、中小・小規模企業における人手不足は、業種によっては従業員の新規採用も困難な状況や低賃金による人材の流出の懸念も高まり、事業継続を維持することが厳しい状況にある企業も見られる。

政府の賃上げ要請を受け、今春には大企業において大幅な賃上げが実施されたが、多くの中小・小規模企業においては、物価高騰に伴うコストの増加分を適正に価格に転嫁することができず、また、最低賃金の引き上げと合わせ、人件費の負担が大きくなっている。

将来に向けた人材の確保、後継者の育成、賃金の引き上げは中小・小規模企業の最重要課題になっている。

東京都は、中小・小規模企業の安定的な経営の維持・発展に向け、これらの課題に対する様々な支援策を講じられたい。

### **(4) 地域を牽引するリーダー育成と新製品開発等に挑戦する事業者支援の強化**

ものづくり企業を中心として既存技術等を活かした成長市場への進出などを後押しするため、東京都の支援により本年6月より新たな支援拠点「多摩・島しょ事業創造支援拠点」を設置し、新製品開発等による新市場進出、事業の革新や転換等の支援を開始した。

こうした取り組みを加速させ、さらには女性経営者の活躍やスタートアップ企業の輩出までつなげていくことが今後の地域の発展に重要となる。そのため、多摩

島嶼地域における女性経営者や若手経営者、後継者、商工会青年部などの中から、企業の革新と地域の活性化を牽引するマネジメントができるリーダーを養成する取り組みを強化されたい。

また、具体的な新製品開発等の取り組みは長期にわたり、企業ごとに技術開発や量産体制を整備するタイミングに違いがあるため、必要なタイミングで柔軟に資金支援が受けられるよう強化・拡充されたい。

## **2. 中小・小規模企業の事業の継続に対する支援の強化について**

### **(1) 事業変革に向けた取り組みへの支援強化**

3年を超えるコロナ禍の影響に加え、原油・原材料価格の高騰や燃料費・物流費・人件費などの負担増加が長期化しているため、多くの中小・小規模企業は厳しい経営状況を強いられており、事業を継続するため、新たな商品・サービスの開発、顧客や取引先の変更、営業手法の変更等、生産性の向上による事業の変革に取り組んでいく必要がある。しかし、経営資源が脆弱な中小・小規模企業においては、その取り組みが十分に進んでいるとは言えない。

事業変革の機運が高まる中で、様々な業種で具体的な取り組みが推進できるよう新商品・サービス開発や業態転換等の取り組み、販路開拓等に対する補助金（業態転換支援事業等）の拡充や期間の延長、融資制度における利子補給や信用保証料補助及び返済期間の延長、手続きの簡素化など、必要な予算を確保し、資金支援を拡充・強化されたい。

### **(2) 事業承継と経営資源をつなぐための支援制度の拡充**

経営環境の変化が多様で速いため、経営資源が十分でない小規模企業においてはこうした変化への対応が難しく、また資本力も乏しいことから、今後、廃業を余儀なくされるケースが増えることが予想される。

当会では、事業承継や経営資源の引き継ぎを促進させるため、令和3年度より「多摩・島しょ地域資源承継支援助成金」事業に取り組んでいるが、経営者の高齢化と後継者不足等は依然として続いており、さらなる支援が必要である。

特に、経営資源の引き継ぎにおいては、引き継ぎ当初から一定の売上を確保できるメリットがある一方、個人に顧客がついていることも多いため従前の売上が確保できないケースや、引き継ぐ店舗の大きさや従業

員の人数などを選べずに経費の負担が重くなってしまうケースがある。

そのため、創業と同様に経営が安定するまでは一定期間の支援が必要であることから、本制度における助成限度額の拡充、経営資源引継後を支援対象とするなど、地域にとって必要な事業者や重要な経営資源を残せるよう充実強化されたい。

### **(3) 新規開業、創業支援に対する支援の強化**

ポストコロナの時代を迎え、新しい生活様式や従来にない新たな価値観が生まれるなど、経営を取り巻く環境は大きく変化している。こうした時代だからこそビジネスチャンスも拡大し、中小・小規模企業にとっては大きな変革が必要な時期ともいえる。また経営資源を引継ぎながら創業することで、取引先や顧客を確保しながら、かつ費用負担を軽減してスタートするといった新たな創業のカタチも生まれている。

倒産や廃業が増える中で、創業に対する支援は大変重要なものであり、より強力に促進させることが急務である。コロナ禍において創業希望者が一歩踏み出す後押しとなるよう創業助成の拡充や創業融資における利子補給（無利子化）など資金面の支援を充実させるとともに、既存事業や経営資源を引継ぎながら創業することによって経験値のある前経営者と比較されるなど、より経営力が求められることから、創業者に対する経営者教育等への支援について充実されたい。

### **(4) 廃業(計画的な事業終了)支援と事業、経営資源の継承に対する支援**

新型コロナウイルスの影響による売上低下や営業・取引形態の変化等に加えて、原油高騰、原材料不足とそれに伴う商品の値上げなどにより先行き不透明な経営環境の下で今後の事業展開が見えず、業績不振からの脱却が困難と考えて、事業継続を断念する経営者が増えると予想される。これまでこうした廃業や店舗の閉鎖等に対する支援はなかったが、中小・小規模企業に対する計画的な事業終了をサポートする廃業支援の必要性が高くなっている。

ただし、廃業支援とは積極的に廃業を促進するものでなく、廃業を決めた経営者が債務超過にならずに計画的に事業を終了するよう支援する取組である。廃業に対して、取引先との関係整理や事業用資産の処分、事業終了までの資金繰り等について、①必要な情報の提供、②相談、③専門家による支援を行うものである。この過程で経営者自身が気付かな

かった、事業や保有する経営資源等について継承が可能であり、有用なものがあつた場合は事業、経営資源の第三者承継等を進めるものである。コロナ禍での事業の円滑な終了と、有用な事業と経営資源の継承に対する支援の創設と実施を強くお願いしたい。

### **(5) 中小・小規模企業のBCP策定支援の強化**

新型コロナウイルス感染症など世界規模の感染症の流行や、頻発する大規模地震、台風や大雨による自然災害、また、近年の不安定な国際情勢など、事業の継続を困難にするような想定を超えた事態に備えるため、中小・小規模企業においても事業を継続するためのBCP（事業継続計画）の策定が急務である。

しかし、規模が小さく、零細経営の事業者では具体的な計画策定が進んでいないことから、中小・小規模企業におけるBCP策定の支援の強化を強く願う。

## **3 税制の見直し等に関する国への働きかけについて**

以下の税制の延長・見直し等については、中小・小規模企業の経営、事業承継等にとって有効であることから、東京都からも国に対し強く働きかけられたい。

### **(1) 円滑な事業承継に資する税制の延長・見直し**

#### **① 法人版・個人版事業承継税制（特例措置）の延長**

平成30年度税制改正で大幅に拡充された法人版の事業承継税制（特例措置）は、中小・小規模企業の円滑な事業承継に大きく貢献している。事業承継を一層推進するため、令和6年度3月末の特例承継計画の提出期限及び令和9年12月末の適用期限を延長すること。

あわせて、令和元年度税制規制で創設された個人版の事業承継税制（特例措置）も、令和6年3月末の特例承継計画の提出期限及び令和10年12月末の適用期限を延長すること。

#### **② 事業承継税制活用に係る申請手続き等の簡素化**

特例経営承継期間（5年間）においては、毎年書類を提出する必要があることに加え、必要書類を都道府県と税務署に提出しなければならない、事務負担が大きいとの声が寄せられている。提出書類の一本化や提出先のワンストップ化など、利用者の事務負担軽減策を検討し必

要な措置を講ずること。

### ③円滑な事業承継の実現に資する税制の延長

各種制度の認定期限を延長すること。

- ・経営資源集約化税制の計画認定期限
- ・経営強化法の認定に基づく事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置

## (2) 積極的な事業活動を促進する税制の特例措置の延長

中小・小規模企業の積極的な事業活動を促すための租税特別措置の適用期限を延長すること。

- ・交際費等の全額損金算入特例
- ・少額減価償却資産の全額損金算入特例
- ・中小企業向け賃上げ促進税制

## (3) 外形標準課税の中小法人への適用拡大への反対

## (4) 消費税の軽減税率制度に対応するための支援の強化

消費税の税率が10%へと引き上げられ、軽減税率が導入されたが、軽減税率への対応を円滑にできていない小規模企業は現状においても多くある。また、現在でも売上が減少している小規模企業が多く、税率の引き上げにより、地域を支えている小規模企業の経営はますます苦しくなっている。

こうした状況を踏まえて、インボイス制度の導入にあたっては、小規模企業が円滑に価格転嫁でき、免税事業者の排除につながらないような措置をとるなど、軽減税率制度に対応できるよう東京都も支援に取り組みきたい。

## 二. 小規模企業振興

### 1. 小規模企業への支援の更なる充実について

#### (1) 商工会等に対する補助金の確保及び経営改善普及事業の拡充

経営改善普及事業は地域商工業者や小規模企業の多様なニーズにきめ細かく対応した中小・小規模企業対策の中心的な事業であり、安定的に実施する

ことが重要である。そのためには現場で小規模企業を直接支援する経営改善普及事業に従事する職員の確保や体制の整備、さらに職員の資質の向上が欠かせない。そのためには同事業を維持・拡充するための人件費の増加や必要な相談体制の整備などに対応できる事業費の確保が必要である。

また、商工会が推進する地域振興事業は、小規模企業や住民、地域団体が連携し、地域経済を活性化させて消費を拡大することにつながるもので、経営改善普及事業の効果を高め、小規模企業の経営意欲を喚起するために重要な事業である。

については、経営改善普及事業に従事する職員の人材の確保、資質向上、職員のモチベーションの維持向上などにも配慮して、商工会等に対する小規模事業経営支援事業費補助金を拡充されたい。また、地域振興事業を経営改善普及事業に位置づけて積極的に支援されたい。

## **(2) 小規模企業の円滑な事業承継と創業の推進支援**

① 東京の小規模企業の多くは事業承継ができずに廃業するなど減少している。当会の調査では、多摩島嶼の小規模企業の過半数は創業者で、経営者の3分の1は70歳以上であることから、多くの小規模企業が事業承継に直面している。

一方で小規模企業は、雇用や経済面だけでなく、祭りや行事、まちづくり、防災防犯など、多様な取組で地域に貢献している。その減少は、地域の活力を喪失させ、東京の発展にも影響を及ぼすといえる。

本会では、東京都の支援により平成29年度には、閉店や廃業をする店を地域の別の企業が引き受ける新たな支援に取り組み、平成30年度からは事業承継に必要な費用負担を軽減する助成制度を開始し、令和3年度には事業承継や経営資源の引継ぎを支援する新たな助成制度を開始したが、未だ事業承継問題は喫緊の課題であることから、さらに支援を強化されたい。

② 創業を支援するには経営面からの支援、資金面からの融資、助成支援が重要であり、これらの支援については東京都の新たな取り組みにより環境が整備されてきた。しかし、創業後5年程度は赤字状態が続き、資金面で厳しい状態が続くといえる。こうした状態の創業企業を支援することは経営の安定化に有効であり、創業成功企業の増加につながる。創業者への助成、融資等の資金面の支援の充実を図られたい。

## **2. 商工会等を中核に支援力を強化した実効性ある支援体制の強化について**

### **(1) 商工会等による経営発達支援や事業承継を推進する支援体制の強化**

これまで半世紀以上にわたり小規模企業を支援してきた商工会には、より高い専門性と実効性が求められており、地域における小規模企業の支援機関としての責務はより重くなっている。都内27商工会の現状をみると、身近な地域の支援機関としての役割を果たしているものの、中核的な支援機関としての機能を十分に発揮するには課題もある。経営指導員による経営現場における支援力の更なる強化や、地域の実情に応じた実効性ある支援の実現等が必要である。

小規模企業が集中する東京においては、地域経済の活性化に寄与する小規模企業の経営持続化を促進し、事業承継や創業を強力にサポートするため、平成27年度に本会に設置された広域性、専門性を備えた「多摩・島しょ経営支援拠点」を核として、商工会と連携して事業を推進できるよう支援を更に強化されたい。

### **(2) 商工会の財政基盤の維持・強化に対する支援**

現下の物価高騰は、各商工会の事業運営にも影響を及ぼし、財政基盤の脆弱な商工会においては、地域におけるイベントをはじめとした地域の振興に資する取組においても、事業規模を縮小せざるを得ない状況も見られる。

また、会員事業者の減少や高齢化など、商工会の運営も一層厳しさを増しており、特に、島しょ地域の商工会においては、高齢化と人口減少が著しく、商工業者の廃業等により自己財源の確保がますます厳しくなっている。

地域の商工業の発展に重要な役割を果たしている商工会の安定した財政基盤を維持するためにも、補助金の柔軟な運用や予算措置などの支援を要望する。

### **(3) 経営指導員の一層の資質向上を図る中小企業診断士養成課程への派遣支援**

商工会が小規模企業支援の中核となり、その役割を果たしていくためには、経営指導員の一層の資質向上を図ることが必要である。多様化、高度化、広域化する経営支援ニーズに対応する専門性を持った職員を養成するため、中小企業基盤整備機構が実施する「中小企業診断士養成課

程」への派遣費用については、柔軟に活用できるよう助成方法を検討されたい。

#### **(4) 商工会館の維持及び耐震工事等への補助制度**

多くの商工会では、老朽化の進む商工会館を限られた補修を施しながら維持している。商工会館の耐震診断の必要性を理解しながらも、その後の耐震工事が必要となった場合、工事費への対応準備がないのが現状である。

近年自然災害の頻発化などにより小規模事業者の事業活動の継続に支障を来たす事態が生じており「小規模事業者支援法」の一部が改正され、小規模事業者の事業継続力強化の取組を商工会が市町村と共同で支援していくこととなっている。地域内小規模企業支援の拠点として重要な役割を果たす商工会館の維持に向けて、耐震診断並びに耐震工事などに対する補助制度を創設されたい。

### **3. 中小・小規模企業の働き方改革の実施に対する支援の強化について**

少子高齢化による労働力人口の減少や人手不足が深刻化する中で、多様な人材の活躍と生産性向上の両方を実現することは重要である。平成31年4月から「働き方改革関連法」が順次施行され、中小・小規模企業も改正された規制への対応が必要となった。しかし、同一労働・同一賃金や時間外労働等の問題については、業種、業態、規模ごとに経営状況も大きく異なる中小・小規模企業では対応は難しい。もともと中小・小規模企業は経営者が従業員一人一人の状況を把握して、多様な働き方を実現して幅広い地域における雇用の受け皿としての役割を果たしてきており、画一的・一律的な対応にはなじまない。さらに、長時間労働については仕事を選べない下請け取引における短納期要請や急な仕様変更等があり、取引条件等の改善なしには対応が不可能である。

特に、令和6年4月からはトラック運送事業、建設業等における時間外労働規制の適用による経営への影響（2024年問題）は、同業種におけるこれまでの高齢化やなり手不足もあり、対応が困難な状況にさらされることが見込まれている。

働き方改革の実施にあたっては、中小・小規模企業のこうした実態を踏まえて、適切に対応できるよう東京都も支援に取り組まされたい。

### 三．観光振興

#### 1．多摩の観光振興を推進する広域的なネットワークへの支援の強化について

大都市近郊でありながら、豊かな自然と利便性を備えた多摩地域のポテンシャルは高く、その魅力を海外の方に知っていただくことは多摩の中小・小規模企業と地域産業の振興にとって大変重要である。

本会では、平成29年度より海外に向けて多摩の魅力を発信して、外国の方々が実際に訪れて、その良さを体験してリピーターになってもらうため、現在は自治体単位で行われることが多い観光振興の事業を、商工会や商工会議所、観光協会、JA、企業、自治体等が加わった広域的なネットワークにより、多摩地域全体で面的に展開する体制づくりを開始した。こうした取り組みに対する支援を引き続き拡充・強化されたい。

#### 2．多摩地域への観光客誘致について

##### (1) 観光客誘致を実現するプロジェクト実施への支援

多摩の魅力を知っていただき、実際に体験してもらってリピーターになってもらうには、上記1のネットワークを活用し、多摩地域全体で観光客誘致かつリピーター増加のプロジェクトを実施していくことが大切である。具体的には①多摩の自然と文化を体験する観光ルート開発プロジェクト、②多摩の自然、食、産業等の魅力を世界に情報発信するプロジェクト等の実施への支援を強化されたい。また、特産品開発や多摩・島しょ地域の紹介イベント開催などに対して支援されたい。

##### (2) 観光客受入体制の整備への支援

- ① 東京近郊の安全・安心な暮らしと完備されたインフラに接して、東京の懐の広さを知ってもらうため、多摩川及び秋川流域での観光インフラとしてのトイレや休憩・駐車スペース等の整備並びに川岸保全措置等を推進されたい。
- ② 外国人観光客が必要な情報へのスムーズなアクセスを保証するために、ハード(無線LAN等のインフラ環境)とソフト(言語・サイン・コミュニケーション等)の両面にわたるインフラ構築、特に中小・小規模企業がインバウンド市場への対応が可能となる多言語音声翻訳システムの導入等について推進されたい。

### 3. 多摩地域から羽田空港への鉄道アクセスの強化について

現在、西多摩や南多摩地域から羽田空港への鉄道アクセスは良くないが、JR東日本南武線・南武支線・東海道貨物支線は羽田空港まで目と鼻の先まで繋がっており、羽田空港へ乗り入れれば時間を短縮できる。また、南武線は立川で中央線・青梅線、分倍河原で京王線、府中本町で武蔵野線、稲田堤で京王相模原線、登戸で小田急線、武蔵溝ノ口で田園都市線、武蔵小杉で東横線・目黒線・横須賀線など多くの路線と接続している。乗り入れが実現すれば、訪日外国人旅行者が南多摩・西多摩地域へ訪れる機会が多くなり、インバウンド効果も期待される。また、南武線沿線地域は「住みたい街」の上位にランクされており、人口増など地域の活性化も期待できる。

多摩地域から羽田空港への鉄道アクセスを強化するため、JR東日本南武線の羽田空港への乗り入れを要望する

### 4. 島しょ地域の活性化及び観光産業に対する支援について

島しょ地域における観光産業は、人口減少が進むなか地域産業を支える重要な柱である。しかし、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う都民の行動制限により観光客は激減した。5月からは、新型コロナウイルス感染症も5類に移行し、訪日外国人観光客数も大幅に回復している。

そのため、ポストコロナに向けた「観光」による地域活性化が推進できるよう、新しい島しょ地域の観光確立のため特段の支援をお願いしたい。

## 四. ものづくり振興

### 1. ものづくり中小・小規模企業への支援の充実について

多摩地域は、世界一の都市東京の近郊で、豊かな自然と利便性を兼ね備えた特色ある地域であり、高い技術力を持った中小・小規模企業が多数存在し、大学や研究機関等が集積し、優秀な人材も豊富である。多摩地域は、東京の新しいものづくりが育つ潜在力を有している。

そのポテンシャルを最大限に活かすため、ものづくり企業が新たな分野に挑戦し、起業や第二創業ができるなど、ものづくり中小・小規模企業が元気に世界を目指す新たな拠点として、例えば大規模工場の跡地を都が取得するなどして、モデルとなる豊かな緑と環境を具現化した小規模企業向

け「インダストリアルパーク」のような工場団地の整備を検討されたい。

また、ものづくりにおけるAIやIoTの活用によるデジタルトランスフォーメーションが、コロナ後のものづくりの構造の変革につながる。ものづくり企業の創造力と競争力を高め、成長につながるようにデジタルトランスフォーメーションの推進を支援されたい。

## **2. 中小・小規模企業の人材確保支援事業に対する支援の継続について**

本会では、平成28年度よりものづくり人材を育成し多摩地域中小・小規模企業への就業を推進するとともに、人材の確保・育成等に課題を抱えるものづくり中小・小規模企業の受入環境の整備等を支援してきており、多摩地域中小ものづくり企業の外国人活用による生産性向上モデルの創出等にも取り組んでいる。

令和2年度からは、中小・小規模企業においても就職氷河期世代やシングルマザー等の就労困難者と、外国人材等が多様な働き方に対応して確保・育成ができるよう受入環境の整備や従業員の定着化の推進等について、本会を中心に各支援機関等の広域的なネットワークで取組む「多摩地域人材ダイバシティ推進ネットワーク事業」で支援してきた。

これらの取組は一定の成果を見たものの、引き続き多摩地域のものづくり企業にとって優れた人材の確保は重要な課題である。そのため、長期的に取り組めるよう支援を継続されたい。

## **五. 多摩地域要望**

### **1. 横田飛行場の民間利用促進について**

横田飛行場の民間利用促進は、地域産業の活性化や雇用の創出につながるとともに多摩地域の経済発展、ひいては日本の国際競争力強化にもつながり、首都圏における人々の利便性向上と経済的効果が期待できる。近隣市町への騒音対策を推し進めた早期の民間利用を促進されたい。

### **2. 多摩地域都市基盤整備等の早期実現について**

#### **(1) 多摩地域各駅の利用者の転落防止施設整備の早期実現**

多摩地域では高齢化が急速に進行するとともに、外国人観光客も増加が見込まれることから、全ての人々が安心して鉄道を利用できるよう多摩地域の鉄道各駅にホームドア等の転落防止施設を早期に整備されたい。

## **(2) 多摩都市モノレールの上北台から箱根ヶ崎への早期延伸**

平成28年4月20日に国の交通政策審議会から「東京都圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申があり、上北台～箱根ヶ崎間は、事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において具体的な調整を進めるべきとされた。

東京都の令和5年度予算においても、箱根ヶ崎方面「多摩都市モノレールの整備」として事業化に向けた現況調査や基本設計等の予算が計上され住民の早期延伸に対する期待も高まっていることから、上北台から箱根ヶ崎までを一日も早く事業化されたい。

## **(3) 東村山都市計画道路3・4・15の2号新東京所沢線の早期整備**

東村山都市計画道路3・4・15の2号線は、区部の放射第7号線から延伸され、西東京市・新座市・東久留米市・清瀬市を經由して所沢市に至る幹線道路として北多摩北部地域と埼玉県所沢市を東西に結ぶ重要な東京都の都市計画道路の一区間である。整備されると今まで少なかった東西方向の流れが大きく改善されることから、現在、清瀬市内で整備が進められているが、早期に開通されたい。また同時に都心へのアクセスを改善するルートについても早急に整備されたい。

## **(4) 西武新宿線・池袋線の踏切対策の早期事業化**

西東京市内を走る西武新宿線、池袋線の踏切で交通渋滞が発生している。遮断時間も長く「開かずの踏切」状態が多く見受けられ、交通渋滞を招くとともに、市街地が分断され、救急活動等の妨げにもなっている。交通の円滑化に加えて駅周辺のまちづくりの進展にも大きな効果が期待されることから、連続立体交差事業や単独立体交差事業による踏切対策を早期に事業化されたい。

## **(5) 都営村山団地の建て替えによる店舗配置の具体化**

都営村山団地は、後期計画事業として建て替えが進められ、令和5年には店舗所有者に今後の意向についてアンケート調査を行うこととなった。

については、代替地の提供を含め、店舗所有者が納得できるような具体案を提示するとともに、住民への利便性を考慮して商店を配置されたい。

## **(6) JR中央線三鷹－立川間複々線化の早期実現**

JR中央線は、多摩地域と都心部を結ぶ大動脈であり、多摩地域から都心部への通勤通学に加え、多摩地域の事業所への通勤路線として多くの人々が利用する最も重要な路線の一つである。朝のラッシュ時には約2分おきに運行されているが、著しい混雑と遅延が発生しており、多くの利用者が苦難を強いられている。

同路線は国の運輸政策審議会の答申により目標年次（2015年）までに三鷹－立川間の複々線化を整備着手されることが適当である路線に位置付けられているが、実現は見通せない状況である。東京都におかれては、国等に対し早期実現に向け働きかけられたい。

## **六. 島しょ地域要望**

### **1 島しょ地域の活性化支援策の強化について【新規】**

新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域経済に大きな影響を及ぼした。特に観光業を主要産業とする島しょ地域においては、来島者の激減により大きな収入源を失った。

一方、この間テレワークの普及やワーケーションなど、働き方に対する意識も大きく変化した。島しょ地域は自然に囲まれた良好な生活環境を持ち、これからのワークスタイルのひとつとして島しょ地域に住みながら仕事をすることも期待できる。

このことから、観光産業はもとより、地域産業の価値を高めるため、定住化促進事業及びDX推進に資するハード面、ソフト面での支援策を要望する。

あわせて地域経済の立ち直りに向けて、事業者、商工会等に対して助成等の資金面や公共事業の実施等による仕事の確保について特段の支援をお願いしたい。

### **2. 離島航空路線の便数確保及び燃料への補助制度の支援について**

#### **(1) 離島航空路線における便数の確保**

八丈町は、各種団体と一体となり、スポーツアイランド八丈島として観光振興・地域活性化の為に招致活動に取り組んでおり、島民の足としての生命線である航空路の便数増減は、商工業者や観光関連業者にも大

きな影響を与える。

コロナウイルス感染症の影響で一時的に減便されたが、今後も3便体制を確実に維持することについて特段に配慮されたい。

## **(2) 航空燃料、ガソリン代補助の継続**

島しょ地域においては、令和5年4月から令和6年3月まで、国の補助事業によりガソリン料金に対する補助が実施されている。また、今般の原油価格高騰に対する緊急対策として離島航空路に係る燃料価格高騰の影響を緩和するための措置も実施されている。自動車に頼らざるを得ない島の事情を勘案し、経済を活性化させる最も有効な補助事業として「離島のガソリン流通コスト対策事業」の継続・恒久的な実施を国に働きかけられたい。

## **3. 小笠原空港の早期開設について**

小笠原の航空路問題では、令和2年8月垂直離着陸ができるティルトローター機の採用案が小笠原航空路協議会に提案されたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、議論が進捗していない。

小笠原空港の開設は、村民の悲願であり、村民生活の安定のみならず、産業振興にも不可欠なものである。国と都の強力な連携のもとに早期に課題を克服し、航空路を開設されたい。

東信個発第265号  
2023年11月27日

東京都知事  
小池百合子 殿

一般社団法人東京都信用金庫協会  
会長 澁谷 哲一

### 令和6年度東京都の中小企業施策に対する要望

平素より、都内信用金庫の事業に対しまして温かいご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。また、私ども信用金庫の会員並びにお取引先の中小企業・小規模事業者への振興対策につきましては種々ご尽力を賜り重ねて御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルスの感染状況が落ちつきをみせたことにより、人流が増加し景気が緩やかに回復しつつありますが、都内中小企業・小規模事業者においては、不安定な国際情勢の中、原材料・エネルギー価格高騰と円安進行に加え、予てより構造的な問題として抱えている慢性的な人手不足、事業承継、デジタル対応といった問題への対応にも苦慮しているところでございます。

都内信用金庫は、地域に根差す金融機関として都内中小企業・小規模事業者に対する円滑な資金供給とその本業及び経営を支援するとともに、都民の資産形成や生活の安定等を支えながら、納税等に係る適正な収納のお手伝いを行い、東京都の地域経済・産業振興に貢献してまいりました。

私どもといたしましては、今後も都内中小企業・小規模事業者の課題解決を支援していくとともに、関係行政機関等との連携を一層強化するべく、現実的かつ具体的な提案を行って参る所存でございます。

かかる中小企業等を取り巻く経営環境をご理解いただき、貴職におかれましては、別紙の要望事案にご配慮賜り、格段のご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

# 令和6年度 東京都の中小企業施策に対する要望

令和5年11月27日

一般社団法人東京都信用金庫協会

## 1. 中小企業・小規模事業者への支援強化

【継続要望】

### ①急激な外部環境の変化の影響を受ける中小企業への継続的な資金支援

多くの中小企業・小規模事業者において、「経営改善」や「経営安定化のための売上向上」等の課題に取り組んでおります。これら事業者に対する適時適切な資金供給支援と新たな挑戦を後押しする助成金事業を継続的に実施していただきたく存じます。

また、昨年度の「ウクライナ情勢・円安対応緊急融資」のように、急な経済情勢変化が生じた場合には、緊急融資等、時宜に応じて迅速かつ柔軟にご対応いただきますようお願いいたします。

### ②小規模事業者支援策の拡充

東京都におかれましては、様々な中小企業振興支援施策を用意いただいておりますが、規模が小さい企業ほど、対応する人材には限りがあり、支援施策を能動的に探し、効率的に活用することは難しくなっております。

つきましては、特に下記の施策において制度の拡充、小規模事業者が制度を利用しやすくなるよう、申請書類の簡素化、窓口の統一、広報の充実等、ご検討いただきたく存じます。

- i) 販路開拓支援に資する支援の拡充
- ii) 「中小企業しごと魅力発信プロジェクト」の維持・強化
- iii) DX対応メニューの申請書類簡素化と受付窓口の統一
- iv) カーボンニュートラルに関する取組支援の拡充
- v) サイバーセキュリティ態勢構築に関する取組支援の拡充
- vi) 原材料値上げ等に対応する取引適正化・価格転嫁（価格交渉の後押し）に向けた環境整備支援の拡充
- vii) 補助金・助成金制度の拡充と広報の充実
- viii) 小規模事業者に対する信用保証料補助枠の維持

## 2. 本会補助事業の継続実施等

### ①地域金融機関による事業承継促進事業の継続実施

【継続要望】

経営意欲の高い多くの中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を支援し、事業者数の減少を抑えていくため、令和6年度以降における本事業の継続実施に関し、必要な予算措置を要望いたします。

### ②女性・若者・シニア創業サポート事業の後継事業の組成等

【継続要望】

令和5年度を以って本事業の新規融資取扱終了となりますが、本事業についての所要の事業運営費の予算化及び新規融資取扱終了後の創業者への後継事業を組成いただき、必要な予算措置を要望いたします。

なお、後継事業の検討に際しては、昨今の金利上昇を鑑み、融資利率の上限を現行の1パーセントから引き上げていただくとともに、当該債権デフォルト時の預託金返還免除率を現状の50%から引き上げていただきますようお願い申し上げます。

## 3. 都税収納における適正な手数料の設定について

【継続要望】

以下の都税収納において、適正な手数料設定をしていただき、他の自治体を主導するような先鞭的な対応を示していただきますようお願い申し上げます。

- i) QRコード収納やペイジー収納の手数料
- ii) 従来の窓口収納にかかる手数料

## 4. 連携強化

### ①信用金庫

【新規要望】

東京都と信用金庫業界におきましては、これまでも各種施策について協力関係にございますが、中小企業・小規模事業者がおかれている環境や課題について、より一層の相互理解と各種支援施策の拡充・推進を図ることを目途として、両者間による包括協定の締結について検討をいただきますようお願いいたします。

### ②国及び近隣県・区市

【継続要望】

首都圏は東京都を中心とした巨大経済圏が形成されており、特に近隣3県（埼玉県・千葉県・神奈川県）とは事業を営む上で密接に関係しております。

そこで、東京都において実施している中小企業・小規模事業者支援施策と、国の事業、さらには近隣他県、区市と共通する支援施策については、緊急事態宣言対応時に歩調を合わせて協力されたように、首都圏全体としての課題解決を念頭に相互に補完し合い、関係者間による調整を密に行うなど、更なる連携強化を図っていただきたく存じます。

以上

東京都知事

小池 百合子 様

令和6年度

東京都予算編成等に向けた要望書

令和5年11月27日

東京都千代田区平河町2-5-5

全国旅館会館内

東京都ホテル旅館生活衛生同業組合

理事長 工藤 哲夫

日本旅館協会東京都支部

会長 石井 敏子

# 要 望 書

この度は、当組合の要望についてお聞き頂く機会を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、3年半にわたる新型コロナウイルス感染の影響を受け、観光宿泊業界は甚大な被害を受けましたが、昨年の秋以降、コロナの収束やインバウンドの復活で、少しずつ持ち直しております。しかし、世界情勢の影響を受け諸物価上昇や光熱費の高騰、人手不足の問題が重くのしかかり、未だに多くの観光宿泊産業は疲弊しております。短期的にインバウンドの増加は、損益の黒字転換を促したと思いますが、コロナ期間中の資産売却や借入の増加が重くのしかかり、貸借対照表が正常に戻るにはまだまだ時間が掛かります。

どうか、この現状を踏まえて、宿泊業界を中心とした観光産業回復のために、引続き恒久的な対策の更なるご検討及びご支援を強く要望致します。

以下に要望事項をまとめましたので、ご検討を切にお願い致します。

## 【要望事項】

### 1. 固定資産税の減免措置制度等の新設を要望します。

2020年～2023年の間コロナ感染拡大防止が国や都において最重要な課題でありました。結果として、宿泊業界は国民の公共の福祉の為に移動の自粛を要請され、国民も感染を恐れ移動を自粛した為に、開店休業状態に陥りました。各施設は、資産の売却や借入を増やして難局を乗り越えた訳ですが、各社の資産内容は大きく傷つきました。そこで、経営継続のための助成制度や固定資産税の減免措置等の対策を、国民の公共の福祉のために一番被害を受けた宿泊業界に対して実施することを要望します。

### 2. 外国人労働者を雇用した場合、住宅費補助を事業主に対して支払う制度の導入を要望します。

3年間のコロナが収束し、各業界の営業活動が回復しつつあります。同時に、全業種で人手不足が起こり、宿泊業界でも同様で、営業再開に大きな影響が出ています。令和5年6月9日の法務省告示等の改正により、宿泊業界にも特定技能2号が追加され、外国人材の受入れが可能になりました。

従業員の採用に重要なのは「住環境」です。東京23区内の賃貸住宅家賃は、高額で、業界の平均賃金が20万円台とすると約半分が家賃支出となり、都内での生活維持が厳しい状況になります。一方、地方の宿泊施設は、社員寮が完備されている場合や周辺の賃貸料が安く、都内で就労したくとも家賃の違いから地方の企業に労働者は向う傾向となり、結果的には都内の人材不足は解消されないことになります。

都内で社員寮を完備する中小企業は少なく、賃貸住宅を労働者が個々に契約することになり、その負担を軽減させて地方への流出を防ぎ定着させるための補助金や支援制度の新設や検討が必要です。

既に今年度から、東京都産業労働局雇用就業部の主管する制度に「ES（社員満足度）向

上による若手人材確保・定着事業」があり、第3回エントリー受付の案内がLINEで配信されていますが、基本的な制度の趣旨は今回の要望とは異なる制度と考えます。

また、約81万戸の空き家の有効活用を促進するための「東京さきエール住宅居住支援法人等応援事業」の仕組みについても、住宅確保要配慮者の範囲に特定技能外国人は入っていません。

今の課題解決から将来に向けた安定した人材確保の道筋を付けるためにも、事業者から従業員に直接支給出来る、分かり易く使い易い補助金制度の新設や検討を要望します。

### 3. 宿泊税の税額を実勢に合った額に改定し観光の振興を図る施策に要する費用の安定化と宿泊者からの徴収徹底策の検討を要望します。

宿泊税は、都内の旅館・ホテルの宿泊者に課税される法定外目的税で平成14年10月から実施され、その税収は、国際都市東京の魅力を高めると共に、観光の振興を図る施策に充当され、観光産業発展の為に貢献して来た税金と言えます。よって、今後も観光振興に使用を特化した目的税として継続することを望みます。

昨今、インバウンドの増加と円安並びに海外のインフレ効果が相乗し、都内を中心に宿泊単価が上昇傾向にあります。この税が開始された当時の都内のビジネスホテルのシングル宿泊料金は一人1万円以下でしたが、現在は一人1.5~2万円の水準にあります。

更に、ニューヨーク、パリ、ロンドンなどの世界の主要都市の宿泊料金は、日本のホテルの3倍以上とされていますので、日本を代表する3大ホテルの一人当たりの平均単価が低価格時期で5万円とすると、上記海外の主要都市のホテルの一人の平均単価が15万円となります。日本でも、インバウンドを専門に扱っているホテルでは、一人5万円を超える所も多く今後インフレが推移すると更にホテルの価格上昇が予想されます。

仮に宿泊税を見直すならば、「誰から何の目的で税金を取るのか」、という原理原則を考え直す必要があると思います。一人2万円以下の宿泊料金は、一般のビジネス客であり一般の旅行者であります。今後は更に宿泊料金の高額なホテルが出現し、それを求めるインバウンドも増えると想定されます。であるとするならば、従来の基準で考えると、一人3万円以上の客室利用者が宿泊税の対象だと思います。更に、発想を変え、一人10万円それ以上の高額宿泊者からそれなりの割合で徴収するという考えもあると思います。

但し、約3年間のコロナ禍で宿泊業界は大きな損害を被り、その影響の終焉が未だ見通せない現状で制度の急激な改定は、施設側に変更の負担を強いることに繋がり、また回復基調にある旅行者にとっても受入難いものとなることを考慮頂きたい。

並行して、宿泊税の税収額と用途を開示し、目的である観光振興策の用途を明示する事も必要です。例えば「江戸城再建」等の思い切った観光資源や新名所を創造する等、将来の東京の観光資源の開発に資する施策の検討が必要だと思います。

また、OTAで宿泊プラン照会すると、「税込(消費税)」・「別市税」・「無表示」とまちまちで、明確に「東京都には宿泊者が負担する税金が有る」と認識できない状態です。表示が明確とは言えないため宿泊者が支払わない場合も想定され、その場合は事業者が宿泊税分を負担する事にも繋がります。東京都から各エージェント(海外も含む)に対して、「東京都宿泊税別途」を宿泊料金欄に表示させる等の表示の一元化の指導を要望します。

#### 4. 「家主不在型民泊」の規制強化を要望します。

3年にわたるコロナが収束し、念願のインバウンドが復活し始め、国や都の観光政策の上でも、観光・宿泊業界においても、この傾向が順調に継続して行く事を望むばかりであります。しかしながら、その流れの中での不安要素として、過去に起きた「オーバーツーリズム」の問題が有ります。また、主要駅近辺や繁華街での路上喫煙が横行し、それに対する取締り指導員が配置されていない場合もあり、その地域の住民と旅行者が共存すれば起きませんが、流れが違ってくると摩擦を生じます。

以前の旅館業法の改定によって民泊が認可されましたが、管理する家主がいない「家主不在型民泊」は、ゴミの出し方や騒音の問題など、大きな社会問題となった事例が多々見受けられ、現在でも区の管理が不十分な所には継続問題として挙がっています。

現在のインバウンドの流れを止めない為に、更にオーバーツーリズムの摩擦を極力抑える為にも、東京都として「家主不在型民泊」の規制強化を要望します。

#### 5. 東京の魅力を広く内外に発信するため、「TOKYO旅館ブランド構築・発信事業」の継続と、インバウンド誘客のための「東京シティプロモーション」の積極的な展開を要望します。

当組合が推進する東京の宿泊施設の魅力をブランドとして発信する取組や、旅館を地域のネットワークの核として、地域の商店・飲食店・観光協会等と連携し付加価値を高めることへの支援制度である「TOKYO旅館ブランド構築・発信事業」の継続を要望します。合わせて、東京都が主体的に誘客のため、全世界に向けて「東京が安心・安全な観光地で世界のビジネス集積地」であることを最大限に発信し、東京への実効性のある誘客促進策の継続実施を要望します。また、継続実施と共に、この制度の利用の仕方も再考が必要だと思えます。

#### 6. 都民の誰もが安心・安全に暮らせる街並みを実現するために、都内全域の無電柱化を積極的に推進するよう要望します。

これまでに無電柱化推進についての要望を複数回行っており、都からは今後の計画等の回答を頂いています。都の認識にもある通り、「都市防災機能の強化」「安全で快適な歩行空間の確保」「良好な都市景観の創出」を3つの目的とし地中化に取り組んでいます。しかし、都内に有る電柱は約70万本（令和元年度末）となり地中化率は向上しているものの、都全体の道路の約90%を占める区市町村道の無電柱化が大きな課題となっています。

2040年代に向けた無電柱化の目標に向けて、国や市区町村との連携を強め、3つの目的達成のために、更に安心・安全な街づくりに向けて、都道等の表通りだけではなく、分岐している内側の区市町村道や中小道路も実現するよう要望します。

7. 東京都で定めている事業所税は、都市計画税や固定資産税と重複負担になっており、徴収方等は地域で違いが有るものの、新規開業や雇用創出の阻害要因にもなり得ます。すでに本税の目的は達成されており廃止するよう要望します。

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税で、地方税法で定められた都市だけで課税される市町村税で、都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、市町村が目的税として課税しています。その税率水準等は、市町村の自主的判断（条例事項）に委ねられています。

都市整備については、その目的はほぼ達成され、また、行政サービスとの関係での租税負担は事業税に織り込まれており、床面積を課税標準とする資産割については、固定資産税及び都市計画税、従業者割については外形標準化された事業税と二重課税になっています。

また、政府で推し進める好循環実現についても、資産割や従業員給与割を納税義務者としている限りは、事業者が設備投資や従業者の賃金の引き上げにも影響を及ぼすことが想定されるので、事業所税を廃止するよう要望します。

以上

令和5年11月27日

東京都知事  
小池百合子 殿

一般社団法人東京建設業協会  
会長 今井雅則

## 令和6年度東京都予算に対する要望

# 一般社団法人東京建設業協会

## I. 概要

所在地：〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館5階

TEL：03-3552-5656(代)

設立：昭和23年2月17日

(前身は明治17年「土工組合」で業界最古の団体。その後、改称、改組などを経て協会が設立され、昭和30年に社団法人に改組。平成25年、公益法人制度改革により一般社団法人へ移行)

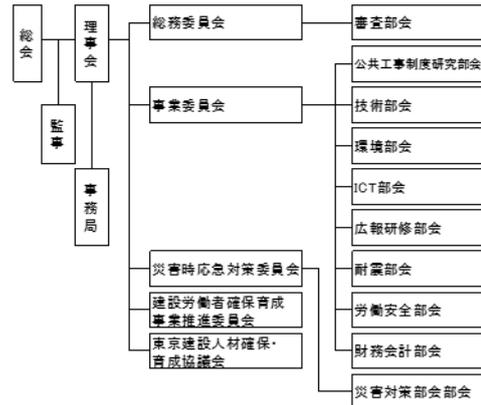
会 員： 都内に本店または支店を有する、土木・建築の特定建設業許可業者 275社

<スーパーゼネコン～地場の中小建設業者>

(令和5年10月現在)

## II. 組織

役職	氏名	所属会社・役職	
会 長	今井 雅則	戸田建設(株)	代表取締役会長
副会長	寺田 光宏	東急建設(株)	代表取締役社長
副会長	乗京 正弘	飛鳥建設(株)	代表取締役社長
副会長	新村 達也	清水建設(株)	専務執行役員 東京支店長
専務理事	野瀬 達昭	(一社)東京建設業協会	

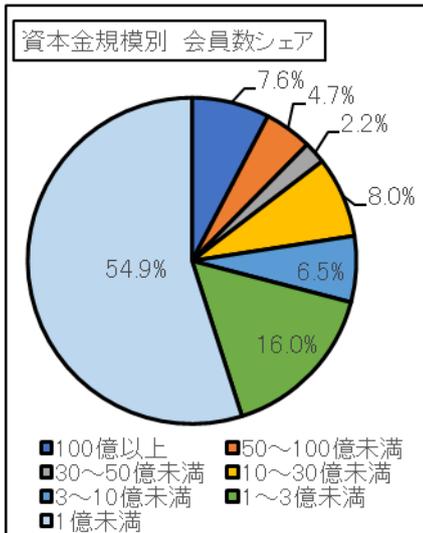


## III. 会員構成・分布状況



支部	区域	区	支部 会員数	支部	区域	区	支部 会員数	支部	区域	区	支部 会員数
		会員数				会員数				会員数	
1	千代田	28	85	3	新宿	25	47	5	葛飾	1	-
	中央	29			中野	13			江戸川	3	
	港	28			杉並	9			文京	7	
2	品川	3	37	4	豊島	9	24	6	台東	6	20
	目黒	2			板橋	11			北	2	
	大田	16			練馬	4			荒川	3	
	世田谷	7			墨田	7			足立	2	
	渋谷	9			江東	16			三多摩	35	
合計										275	

## IV. 会員の特色



### 特色① 大企業から中小企業まで幅広く加入

会員のうち、資本金100億円以上の会員は約8%である一方で、3億円未満の会員が約70%を占める。

### 特色② 民間建築工事受注額が圧倒的に多い

都内における会員の施工高は建築が約75%を占める。また、発注者別施工状況は、国・公社、都、市・区を合わせた公共工事は約15%に対し、民間工事は約85%を占める

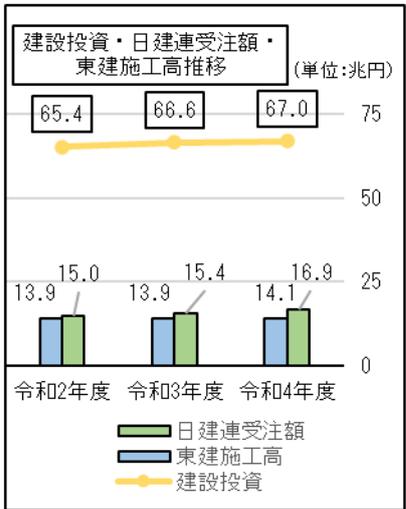
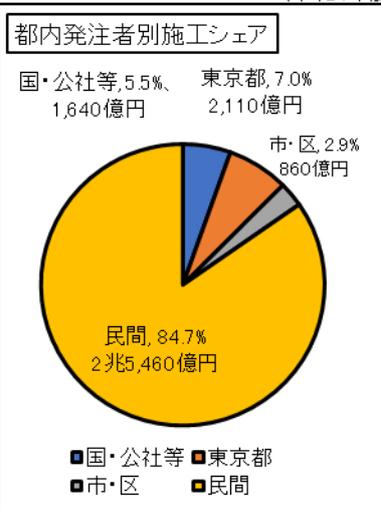


協会オリジナルキャラクター  
まちこ

(令和4年度、単位:10億)

施工高	全国		都内	
	金額	シェア	金額	シェア
建築	9,590	68.1%	2,070	75.5%
土木	3,835	27.2%	504	16.7%
その他	659	4.7%	233	7.8%
合計	14,084	100.0%	3,007	100.0%

(令和4年度)



## V. 主要事業

### (1) 中期運営計画

- ① 運営理念 建設に関わるすべてのステークホルダーが満足できる良好な関係の構築
- ② ミッション 会員企業の経営基盤を支え、同時に、「東京」の持続的発展に寄与
- ③ 運営方針 3つのSの最大化を実現し、社団法人としての使命を果たす
  - ・Support 会員企業の経営基盤を支える
  - ・Social value 建設業の社会価値を高める
  - ・Safety 安全安心な地域づくりに貢献し、都民の生命財産を守る

### (2) 主要事業

- ① 建設業の発展・社会的役割に向けた支援
  - 国・東京都への予算要望・意見交換会
  - 災害時における応急復旧業務
- ② 将来の担い手確保・育成
  - 合同企業説明会「業界研究フェスタ」
  - 各種セミナー・研修会
- ③ 建設業の魅力発信
  - 東建月報など各種刊行物の発行
  - 協会ホームページ等による情報発信
- ④ 会員相互の親睦・情報交換
  - 新春講演会の開催、支部活動の支援

### (3) 重点取組

- |              |            |
|--------------|------------|
| 働き方改革        | 防災・減災対策の促進 |
| 生産性向上・DX     | CCUSの普及促進  |
| 担い手の確保・育成・定着 | 環境対策(脱炭素)  |

### (4) 協会が目指す方向性

- 発信力の強化 ⇒ 協会・業界全体の存在価値の向上  
⇒ 会員メリットの創出 ⇒ 会員数増加・会員のステータス向上



平素より、当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。

このたび、令和 6 年度の東京都予算に対し、建設業界が現在抱える課題解決と健全な発展のため、当協会として下記のとおり要望を取りまとめました。

建設業を取巻く社会経済状況が大きく変化する中、私たち建設業は、社会インフラの整備や維持更新、災害時の応急復旧などに鋭意取組み、都民の安全・安心を支えていく社会的使命を着実に果たしていく所存です。

貴職におかれましては、要望の実現に向けて、特段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 記

### 1. 公共建設投資の拡充並びに民間建設投資の需要喚起策の実施

建設業は、社会資本の整備や維持管理、災害発生時には最前線で災害対応を担うなど安全・安心を支える地域の守り手であるとともに、地域経済を支える基幹産業でもある。建設業が、持続的にその社会的使命を果たしていくためには、建設産業を支える事業量の確保が必要である。

加えて、国際的な都市間競争の中で、東京が国際競争力を向上させるためには、官民が連携して都市の整備・再生を推進していくことが重要である。

については、都民の生活に密接にかかわる道路・橋梁をはじめとした社会資本の整備に早急に取り掛かれるよう、地域経済への波及効果の高い公共建設投資を拡充していただきたい。

さらに、市街地再開発事業への補助金の交付、税制緩和など、民間建設投資の需要を喚起する策を強力に推進していただきたい。

### 2. TOKYO強靱化プロジェクトの着実な推進

近年、集中豪雨などの気象災害が激甚化・頻発化している。また、近い将来首都直下地震など巨大地震の発生や富士山の噴火による降灰被害も危惧されており、大規模災害から都民の生命・財産を守るために強靱化の取組みを着実に実施することが重要である。

このような中、東京都は、2040 年代に目指す東京の姿とその実現に向けた道筋を明らかにする「TOKYO強靱化プロジェクト」を昨年 12 月に策定された。

私たち建設業は、地域の守り手として、地域の安全・安心を支えていく社会的使命を着実に果たしていく所存である。

については、TOKYO強靱化プロジェクトの着実な推進に向けて、必要かつ十分な予算を確保し、年度ごとの事業予算規模を明示するなど、計画的に発注していただきたい。

また、発注にあたっては、適正な積算、適正な工期、施工時期の平準化、地域の実情に配慮していただきたい。

### 3. 働き方改革の推進と生産性向上の支援

建設工事における働き方改革を実現するためには、受発注者が相互理解のうえで更なる改善に取り組むことが急務である。特に 2024年4月の罰則付き時間外労働の上限規制へ対応するためには「長時間労働の削減」、「週休2日の実現」は急務なことから、次の事項についてお願いしたい。

- (1) 民間を含むすべての建設工事で週休2日が実現できるよう、適正な工期での発注の徹底と民間発注者への働きかけ。公共発注に伴う必要経費の補正係数の引上げ
- (2) 工事関係書類の更なる簡素化、検査の効率化の推進
- (3) 建設現場のDXの推進のため、人材育成や必要な機器類の導入費用に対する支援の拡大

### 4. 高騰する建設資材価格への対応

昨年来続く、燃料・資材価格の高騰により、建設業は健全な経営を維持することが困難な状況である。

東京都では、建設資材の急激な高騰に対し、スライド条項の運用ルールを改定するなど柔軟に対応いただいているが、一部の区市町村などの発注者において対応いただけないこともある。

については、都内自治体（区市町村）に対し、スライド条項の適切な運用を徹底するよう指導するとともに民間発注者に対して、「スライド条項」の規定のある契約約款での契約を締結するなど、受注者側におけるコスト上昇分について、積極的に価格協議に応じるよう指導していただきたい。

### 5. 建設産業の魅力化と人的資本の確保

建設産業は、エッセンシャル産業として社会インフラの整備や維持更新、災害復旧など社会の安全・安心を支える社会的使命を着実に果たしていく産業であると自負している。都市づくり・社会構築に不可欠な産業として、地域の守り手の人材を確保する観点からも、その必要性や貢献度を行政サイドとしても積極的にPRに努めていただきたい。

また、都内教育機関において、授業の一環として建設産業を知る機会を設け、未来を託す子供たちと私ども建設業の接触の機会を増やしていただきたい。

### 6. 建設キャリアアップシステム（CCUS）への対応

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、技能労働者の処遇改善と現場の生産性向上を目的としたシステムであり、将来にわたって担い手を確保する観点からも普及・定着が重要である。

すでに、国や多くの自治体（42 道府県・17 指定都市）で企業評価の導入などを表明している。また、令和 6 年 4 月より、CCUS に蓄積された就業履歴によらなければ、CCUS の能力評価の年数に加算されなくなるなど、CCUS を基盤とした枠組みが進行している。

については、CCUS に基づく建設事業が遂行できるよう、東京都においてもモデル事業の実施など、早急に対応いただきたい。

## 7. 建設業におけるカーボンニュートラル・資源循環への取組への支援

東京都では、2050 年 CO2 排出の実質ゼロを実現させるため、2030 年カーボンハーフを表明し各種取組を加速させている。建設業界においても持続可能な都市の実現に向けて取組んでいるが、官民一体となって推進することが不可欠なため、次の事項について支援していただきたい。

- (1) カーボンニュートラルに取組む企業に対するインセンティブの付与
- (2) 再生可能エネルギーの利用拡大に向けて、補助金の拡充、税制優遇措置
- (3) 再生砕石、再生骨材コンクリートの利用拡大を図るため、都発注工事での積極的利用

## 8. 公共工事の前払金における支払限度額及び割合の引上げ

公共工事の前払金は、工事着手時において下請会社や資機材の確保など工事の円滑な施工に寄与するものであり、「4 割を超えない範囲内で前金払をすることができる」旨、地方自治法施行規則に規定されているが、東京都では 36 億円未満の工事では 3.6 億円の支払い限度額を、36 億円以上の工事では 1 割に制限しており、現在の支払限度額は、25 年にわたり引上げがなされていない。

については、下請業者や労働者に対する円滑な支払いを促進するため、また、工事期間中の資金需要を賄うためにも、支払限度額及び割合を引き上げていただきたい。

以 上

# 令和6年度東京都予算等に対する要望

一般社団法人東京都中小建設業協会  
会長 渡邊 裕之

## 【要望事項】

### 1. 公共事業費の確保と予算の執行について

- (1) 投資的経費の確保と混合入札の是正
- (2) 都民生活に直結する施設、インフラ等に対する予算及び維持修繕予算の確保
- (3) 公共事業費予算における高い執行率の確保

東京都財政は、諸々の要望をかかえ、多額の資金需要のあることは十分理解しておりますが、東京都の更なる都市基盤整備のためには公共事業費の確保は欠かせません。また、中小建設業界においても国内外の種々な影響を受け、引き続き新規受注が減退しており、競争激化が進んでいることから、投資的経費の確保と混合入札の是正を要望いたします。

東京都の公共投資は大型施設のみではありません。都民生活と直結する社会福祉施設、道路、上下水道、学校等に対する予算、そして維持修繕についても十分な予算確保を要望いたします。

さらには、これらの公共事業費に対する予算について、高い執行率において確実に消化していただくよう要望いたします。「魅力ある建設業」であるために、十分な予算の確保と高い執行率における予算の消化は、切り離さずに実行していただきたい。

### 2. 高騰する建設資材価格等への対応について

- (1) 「スライド条項運用に関する金額算出の細則」の策定および関連部署への周知徹底
- (2) 東京都単価と実勢価格の乖離を解消するため、歩掛計算方法等を財務局と業界団体で検討するPTの設置
- (3) スライド条項の適用を必要としている全工事において適切な時期に利用可能とする柔軟な運用

あらゆる建設資材や燃料が高騰していることから東京都発注工事においてスライド条項を適用されていますが、一律に条項の適用がなされていない事例も見受けられます。

令和4年4月14日付の「スライド条項の運用について」では、スライド額の算出について「残工事に係る全ての単価を基準日時点のものに入れ替えて算出します」とありますが、内訳書にある一式金額や見積徴収による金額などについて適切な計算が

なされているか疑問があります。スライド額について、正しい計算を導くための「スライド条項運用に関する金額算出の細則」を設け、関連部署への周知徹底を要望いたします。

東京都の運用方針は都内区市町村へ強い影響力を持っており、各区市町村の不正確な運用を防止する観点からも細則を設けることは重要であると考えます。更に、東京都単価と市場の実勢価格の乖離を解消するため、歩掛の計算方法などを財務局と業界団体で検討するPTの設置を要望いたします。

スライド条項の適用における手続きは受発注者双方にとって非常に煩雑であり、特に工期途中では適用に至らない事例もあることから、必要としている全ての工事において適切な時期に利用できるよう、柔軟な運用を要望いたします。

### 3. 働き方改革の推進について

- (1) 週休2日制実施に伴う労務費の引上げ
- (2) 発注時期の平準化
- (3) 適切な工期設定および、書類作成期間の設定
- (4) 工事書類の削減・簡素化
- (5) 工事書類の分業化に伴う経費率の上昇
- (6) 建設業界の実情に合わせた働き方改革の猶予期間の設定

持続的な建設業発展のために、更なる働き方改革の推進は必須ではありますが、週休2日制をはじめとする働き方改革推進に向けた業界の取組状況からは、2024年に完了することは困難と考えます。

私ども建設業界は、5年間の猶予期間に様々な対応をしていますが、労務費の引上げ、長時間労働是正に向けた発注時期の平準化や適切な工期設定、工事書類の削減・簡素化など依然として課題が山積しております。

年々人材不足が加速している建設業界において、将来の人材確保・育成は深刻な課題であり、働き方改革の推進の必要性は十分理解しております。しかしながら、現状、これらの課題は解決しているとは言えず、環境が整わないまま無理に押し進めることは、現在働いている人材の離職につながると危惧しております。

猶予期間の設定については一律に定めることなく、業界の実情に合わせた働き方改革の推進を要望いたします。

## 4. 災害対策の推進について

### (1) 工事現場での熱中症対策に対する予算確保

熱中症対策に関する費用として、東京都では現場管理費補正を試行していただいております。

しかしながら工事現場では、近年激しさを増すばかりの猛暑から労働者の安全を守るべく、熱中症対策として、定期的かつ複数回の休憩時間の確保や状況に応じた工事の休止が必要となっております。これらの対策に対して、現行の現場管理費補正では十分とはいえません。

このことから、「熱中症警戒アラート」発表時には、発注者からの工事中止指示の発出および、工事中止に伴う費用についての実費精算をお願いしたく、これらの施策に関する予算確保を要望いたします。

### (2) 集中豪雨対策に対する予算確保

近年の集中豪雨は、その頻発化から工事に与える影響がますます大きくなっておりますが、集中豪雨に伴う工事中止に関する設計変更手続きは、受理されない事例もあることから、必要としている全ての工事において適用されるよう、確実な運用を要望いたします。

さらには、集中豪雨の発生については事前に高精度で把握することができるため、発注者からの事前の工事中止指示の発出および、工事中止に伴う費用についての実費精算をお願いしたく、これらの施策に対する予算確保を要望いたします。

(1) (2) の施策を講じることで、工事現場における労働環境の向上につながり、担い手確保に寄与することと確信しております。

## 5. 若手人材の確保・育成について

### (1) 技術者育成モデルJV工事の入札参加条件に該当業種A格付企業（都内本店中小企業を含む）の追加

建設業の就業者は他産業と比べ高齢化が著しく、今後の大量離職が憂慮されていることは周知の事実であり、若手人材の確保・育成は急務です。

こういった背景の下で、近年の技術者育成モデルJV工事は、中小企業にとって若手技術者の育成のための大変貴重な機会であります。しかしながら、入札参加条件の第一順位企業は大企業のみ限定されているため、該当業種A格付企業（都内本店中小企業を含む）の追加を要望いたします。

A格付の中小企業は、東京都発注工事の入札において「技術者育成モデルJV工事」対象工事の規模以上の工事案件に単体及び第一順位企業として参加しており、また、優良工事表彰を受けている企業も多く、第二順位企業が技術を学ぶ対象として申し分ない技術力を所有しております。

このことから、共同企業体工事の目的である「中小企業の技術力研鑽の機会を創出し、建設業全体の技術力の確保・向上を図ること」が可能であると考えます。

## 6. 建設業における脱炭素・資源循環の取り組みについて

### (1) 大規模新築建築物への発電設備設置義務付けの撤廃、顧客及び事業者側双方への適切な補助金制度の推進

カーボンハーフ、脱炭素の取り組みとして、延床面積 2000 m<sup>2</sup>以上の大規模新築建築物に関して、再生可能エネルギー発電設備の設置を義務付ける方針と伺っていますが、この方針では一部大手企業に限定されることとなります。

中小建設企業がカーボンハーフや脱炭素に向けた積極的な取り組みを行うため、義務付けとはせず、顧客及び事業者側双方への適切な補助金制度による後押しをいただけるよう要望いたします。

### (2) 再生砕石・再生骨材コンクリートの積極的な利用推進

再生砕石が都内で滞留しており、コンクリート塊の中間処理施設の受入制限による進捗の遅れや平均処理単価の上昇（約 10%増）による原価の高騰が今後も続くと想定されています。

速やかにコンクリート塊の処理が進むよう、再生砕石のみならず再生骨材コンクリートの積極的な利用の推進を要望いたします。

以上

東京都知事

小池 百合子 殿

**令和6年度**

**東京都予算等要望書**

一般社団法人

東京都造園緑化業協会

平素より造園建設業界発展のため、各段のご支援・ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

当協会は、昭和52年4月に設立認可された一般社団法人で、首都東京における緑環境の重要性を深く認識し、都市緑化の推進及び緑化技術の普及啓発に関する様々な事業を行っています。

これまで、造園緑化技術や安全対策向上のための研修会・講習会、調査研究・情報収集・提供、行政や公共的団体が実施する緑化関連事業への協力等、会員のみならず都民の緑化意識の高揚を図るための取り組みを行ってまいりました。なかでも、これからの緑の担い手となる高校生のインターンシップ事業は、協会員が造園関連の都立高校5校の生徒を受け入れ、就業体験を通して、学校と会員を繋ぐ大切な役割を担っています。また、東京都総合防災訓練に協力するとともに、東京都と災害協定を締結し、災害時には資機材や労力の提供により、公園の応急対策業務を担うこととしています。このように、当協会の会員は、東京都の緑豊かな都市、安全・安心な都市の実現のため、志高く取り組んでおります。

公園緑地は、憩いの場、防災拠点、都市景観の向上、健康増進等の場として、さらに、昨今の線状降水帯を伴う大雨など異常気象による被害の抑制、脱炭素社会の実現による地球温暖化防止などに果たす役割も大きく、その整備拡大は喫緊の課題であると思います。また、本年8月に公表した「100年先を見据えた東京の緑の新たなビッグ・プロジェクト“東京グリーンビズ”」にも大いに期待をしております。

私ども（一社）東京都造園緑化業協会も、首都東京の緑豊かな都市、安全・安心な都市の実現のために、東京都と軌を一にして取り組んでまいりますが、そのためには業界が直面している以下の課題の解決に向けて、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

## 要望事項 1 : 公園緑地関係予算の確保

今年は関東大震災 100 年の節目の年であり、東京都は強靱化計画を推進し、防災・減災対策に重点的に取り組んでいます。公園緑地は防火帯として直接、被害拡大防止に役立つほか、避難場所や災害復旧復興拠点として間接的に災害対策に寄与しています。また、都は 2050 年までに CO<sub>2</sub> 排出ゼロとする「ゼロエミッション東京戦略」を掲げており、カーボンニュートラル世界を実現するには、CO<sub>2</sub> の排出抑制と同時に、温暖化抑制の両輪である CO<sub>2</sub> の吸収源である緑を増やすことも重要です。新型コロナについては、5 類感染症に移行し、コロナ前の日常の生活が戻ってきていますが、公園緑地が保健衛生・健康面から再評価され、身近に緑やオープンスペースがあることの価値が見直されています。さらに、2020 東京オリンピックに向けて実施された街路樹の樹冠拡大により緑豊かな道路環境も整ってきており、今後もこのレガシーを活かした世界に誇れる都市景観づくりを進めていく必要があります。

公園緑地の効用は目に見えにくく、理解されづらい点もありますが、このように憩いの場、防災拠点、都市景観の向上、スポーツの場、健康増進等、健全で豊かな都民生活を下支えしています。しかし、公園緑地の整備は一朝一夕に出来るものではありません。

一方、昨今の建設資材価格や労務単価の上昇や担い手不足そして働き方改革により、私ども中小建設企業は例年になく厳しい経営環境となっており、全体事業費を増やしていただかないと今後の造園業の衰退も懸念され、ひいては過度な受注競争にもつながり、元下契約の中で労務費にしわ寄せが及ぶことも危惧されます。このような事情からも公園緑地の整備・管理予算の確保をお願いいたします。

## 要望事項 2 : 働き方改革に関する意見交換の場の設定

令和 6 年 4 月からの「罰則付き時間外労働時間の上限規制」が建設企業にも適用されるなど、働き方改革は待ったなしの状況にあります。そのため現在、労働時間の短縮や完全週休 2 日制など、従業員の労働環境の改善に向けて、経営の在り方を見直し、改善に向けて取り組んでいるところです。しかし、建設業界の業務は本質的に天候に左右される業態であり、また、建設業の担い手不足の中で、われわれのような中小企業では、労働時間や給与を容易に見直せる状況ではありません。作業時間の問題一つとっても、会社から現場への移動時間及び機材や安全施設の設置や片付けなどの準備時間も現状労働者の拘束時間に含まれており、時間外労働の上限規制により、実質的作業時間は明らかに短くならざるを得ません。これは実質的に工期の延長が必要となります。

こうした働き方改革の実施に伴う、様々な課題を理解いただき、今後の発注に際して準備工や経費率、そして工期について改めて考慮していただくようお願いいたします。また、提出書類の削減や簡略化を含めて、令和 6 年 4 月以降建設業の労働環境改善を図る上でも、発注者と業界相互にて問題解決に向けた意見交換の場を是非とも早急に設けていただくようお願いいたします。

### 要望事項 3：最低制限価格制度の導入

業務委託への最低制限価格制度の導入については、これまでも度々、要望してきたところですが、都は、「最低制限価格制度の導入には客観的な積算基準を必要としている中で、造園関係業務委託には、現状、複数の積算基準が存在している。このため、積算基準を共通化することによる影響、適用すべき業務分野の範囲等の課題があると認識しており、引き続き検討を行っていきます。」との回答をいただいています。しかし、造園関係業務委託の経費を積算する場合、「道路維持工」と「河川公園維持工」の2つの積算基準しかなく、街路樹など道路の緑地管理は「道路維持工」を、公園の緑地管理は「河川公園維持工」を適用するなど明確に区分されています。

また、都は「業務委託に最低制限価格制度を導入するには積算基準を共通化することが必要である。」との認識ですが、工事に目を向けると、土木工事にも河川工事、道路工事、公園工事、舗装工事、下水工事など様々な工種区分があり、工種によって間接工事費の率が異なるなど、積算基準も共通化されていませんが最低制限価格は導入されています。市場単価の積算導入も道路植栽工（植樹管理を含む）と公園植栽工で用いられていますが、同様に土木・舗装工事にも導入されております。これらのことから、「積算基準を共通化しないと最低制限価格制度が導入できない」とは考えられません。

また、最低制限価格制度は、働き方改革への対応と最低賃金の確保という“労働者を守る”立場からも喫緊の課題でもあります

造園関係業務委託への最低基準価格は、関東甲信の9都県（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、山梨、長野、栃木、群馬）のうち、すでに7県で導入済で、導入されていないのは東京都と山梨県だけです。

については、こうした状況に鑑み、造園関係業務委託にも最低制限価格制度の導入あるいは試行をしていただくようお願いいたします。

#### 要望事項 4 : 指名時の地域性への配慮

都はこれまで、業務委託について、予定金額が 1,000 万円未満は各局の発注権限で、それ以上は財務局契約としていましたが、今年度からは各局の発注権限が 2,000 万円未満まで引き上げられました。これにより今まで以上に、各局及び各局事務所からの発注量が増加し、地元業者への指名が進むことを期待しております。

指名時の地域性への配慮については、これまでも要望してきましたが、地元業者は、地域住民からの信頼の上での経営が成り立っており、災害など緊急時には積極的に地域防災に協力するなど、地元への貢献を目標の 1 つに掲げて日々努力しています。そのため、会社への信用を失墜させるようなその場限りの仕事は行うことはできません。

しかし、これまでの指名状況においては、会社の所在地が地元地域にはなく、かつ造園業を専業としない中小の業者が指名されることがあります。そのような業者は、業務実績を作らんがために極端な低価格で落札して、地元から疑問を持たれるような安かろう悪かろうの仕事をしていることも散見されています。また、地元地域に支店や営業所があると言っても実態は専任者も常駐しておらず、電話転送にて形態を維持している業者も実際にあります。

これらを踏まえて、今回の局発注権限の引き上げによる指名にあたっては、地元地域外の造園業を専業としない業者の参入抑制を行うよう、まず第一に、地元造園専業業者を優先して指名していただくようお願いいたします。

## 要望事項 5 : 営業所専任技術者の現場配置の緩和

建設業法に基づく“営業所専任技術者制度”について国交省は、平成 15 年 4 月 21 日国総建第 18 号で、「工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあるものについては、営業所の専任技術者が現場の主任技術者または監理技術者となった場合でも、営業所に常勤して専らその職務に従事しているものとして扱う。」と通知しています。特別区においても、この国の通知に準じた取扱いをしていますが、東京都は現在認めておりません。そのため、昨今の建設技術者の人手不足が深刻化する中で、営業所に貴重な技術者が常駐する職務だけの形態では、受注機会も減り、会社存続の危機も招かねない状況となり得ます。働き方改革の推進やDX化も叫ばれる中、現状の制度では限られた技術者を有効に配置できているとは言えません。

については、都においても、国の通知文のとおり営業所の専任技術者配置の緩和をお願いいたします。